日高港　港湾脱炭素化推進協議会の設置について

和歌山県
Wakayama Prefecture

資料－1

港湾脱炭素化推進計画について

和歌山県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取組を推進しており、重要港湾である日高港においても、カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向け、立地企業や港湾関係者並びに行政機関等による日高港港湾脱炭素化推進協議会を立ち上げ、官民連携のもと「日高港港湾脱炭素化推進計画」の作成を進めていきます。

「カーボンニュートラルポート(CNP)」の形成のイメージ



産業の構造転換及び競争力強化への貢献

産業のエネルギー転換に必要となる**水素やアンモニア等の供給に必要な環境整備**を行うことで、港湾・臨海部の産業構造の転換及び競争力の強化に貢献

荷主や船社から選ばれる競争力のある港湾を形成

世界的なサプライチェーン全体の脱炭素化の要請に対応して、**港湾施設の脱炭素化等への取組**を進めることで、荷主や船社から選ばれる、競争力のある港湾を形成

出典：第6回カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に向けた検討会（国土交通省、2024年）

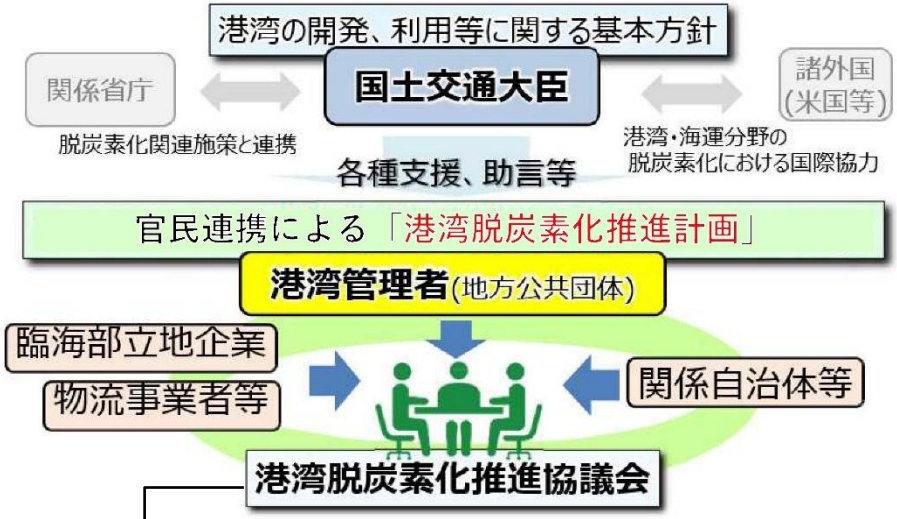
日高港　港湾脱炭素化推進協議会の設置について

和歌山県 Wakayama Prefecture

港湾脱炭素化推進協議会について

港湾脱炭素化推進協議会は、「港湾脱炭素化推進計画」を作成しようとする港湾管理者が、「港湾脱炭素化推進計画」の作成及び実施に関し必要な協議を円滑かつ効率的に行うための場として活用する。

協議会では、脱炭素化に向けた取組方針や具体的な取組み、実施体制などを検討する。



CNP形成の流れ

❶港湾脱炭素化推進協議会での議論を踏まえ、港湾管理者は「港湾脱炭素化推進計画」を作成

❷「港湾脱炭素化推進計画」に基づき、企業間連携の促進、段階的な施策を展開

❸定期的に「港湾脱炭素化推進計画」の達成状況を評価

❹評価結果を踏まえ、必要に応じ港湾脱炭素化推進計画の柔軟な見直し

日高港港湾脱炭素化推進協議会

協議会の機能

- 当該計画を作成する際に、関係者間で協議を行うための場
- 当該計画に基づき事業等を実施する際に、関係者間で協議を行うための場
- 当該計画の進捗状況の確認、達成状況の評価等を行う場

規約を策定し、協議会を運営

構成員

関係事業者・団体
- 物流事業者
- 隣接地域の立地企業
- 関連協会

連携 ⇔

国
地方公共団体

港湾管理者
（和歌山県）
計画策定者

出典：「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルをもとに追記（国土交通省、2023年）

日高港　港湾脱炭素化推進協議会の設置について

和歌山県 Wakayama Prefecture

日高港港湾脱炭素化推進協議会規約（抜粋）その１

（設置）
第１条 港湾法第５０条の３第１項の規定に基づき、日高港港湾脱炭素化推進協議会を設置する。

（目的）
第２条 本協議会は、日高港において、法第５０条の２に規定される、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）
第３条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
（１）　港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること
（２）　港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること
（３）　港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること

（組織）
第４条 協議会は、法第５０条の３第２項の規定に基づき、別表に掲げる構成員によって構成するものとする。
２　協議会には会長を置き、和歌山県県土整備部港湾空港局長をもって充てる。

（会議）
第５条 協議会は、必要に応じて会長が構成員を招集する。
４　協議会は、構成員の総数の過半数の出席がなければ、開くことができない。
５　協議会の議事は、出席した構成員の総数の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
７　事務局が必要と認める場合は、書面により会議を開催することができる。

日高港　港湾脱炭素化推進協議会の設置について

和歌山県 Wakayama Prefecture

日高港港湾脱炭素化推進協議会規約（抜粋）その２

（情報公開）
第６条 協議会は、構成員等の自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。
２　　議事次第以外の配付資料は内容により非公開とする場合があり、その判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
３　　議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

（秘密保持）
第７条 構成員等及び第５条第８項の規定に基づき協力等を求められた者は、協議会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配付資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

（事務局）
第９条 協議会の事務を処理するため、事務局を和歌山県県土整備部港湾空港局に置く。

（附則）
この規約は、令和８年１１月５日から施行する。